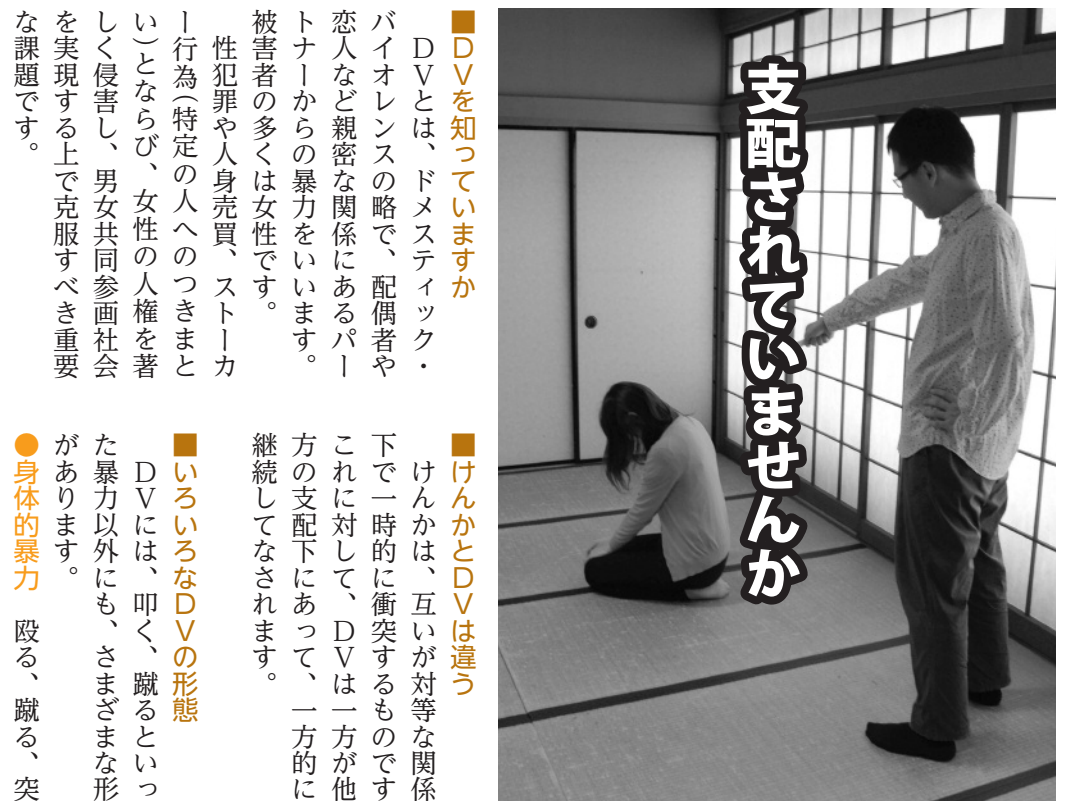


相手を大切にしていますか

DVは人権侵害です



DVを知っていますか

DVとは、ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力をいいます。被害者の多くは女性です。

性犯罪や人身売買、ストーカー行為(特定の人へのつきまとい)とならび、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

けんかとはDVは違う

けんかは、互いが対等な関係下で一時的に衝突するものです。これに対して、DVは一方が他方の支配下にあつて、一方的に継続してなされます。

いろいろなDVの形態

DVには、叩く、蹴るといった暴力以外にも、さまざまな形があります。

●**身体的暴力** 殴る、蹴る、突

き飛ばす、髪の毛を引っ張る、ものを投げつけるなど

●**精神的暴力** 大声で怒鳴る、ばかにする、無視をする、他の人との付き合いや行動を制限するなど

●**性的暴力** 望まない性行為の強要、避妊に協力しない、見たくないアダルトビデオを見せるなど

●**経済的暴力** 生活費を渡さない、生活費を厳しく管理する、外で働かせないなど

●**子どもを巻き込んだ暴力** 子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に遭わせるなど
※このほか、若年層の男女間における暴力(デートDV)の間

題も注目されています。

加害者に問題あり

被害者にも問題があるのではないかと考えがちですが、暴力を受けていい人はいません。被害者は、身近な人からの暴力に怯え、混乱して、逃げることでできない場合があります。

DVへの取り組み

市ではDVの根絶を第3次市男女共同参画プランの基本目標の一つに掲げ、市DV基本計画を策定しています。

さらに、警察署や県女性相談センターといった関係機関と連携して、啓発や被害者の相談・

保護業務に取り組んでいます。
※11月12日(火)・25日(月)は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

DVを受けてしまったら

「暴力を認めない」「自分のことを大切にする」「相手のことも大切にする」。この3点は、自分を取り巻く全ての人の関係においても重要です。

一人で問題を抱え込み、悩んでいると、ますますつらく苦しくなってしまうかもしれません。まず誰かに相談してみましょう。



問▶市民協働課(☎71)2218)

まず相談しよう

市民女性悩みごと相談

家庭、結婚、離婚および男女問題など女性を取り巻く悩みに、女性の相談員が対応します。

●**とき** 毎週(水)午前10時～午後4時(祝、正午～午後1時を除く)

●**ところ／問い合わせ** 市民課相談室(☎71)2222)



相談の秘密は守ります

DV相談

●**とき** (月)～(金)午前8時30分～午後5時(祝、正午～午後1時を除く)

●**ところ／問い合わせ** 子育て支援課(☎71)2229)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権問題に詳しい法務局職員や人権擁護委員が電話で応じます。

●**とき** 11月18日(月)～22日(金)→午前8時30分～午後7時 23日(祝)・24日(日)→午前10時～午後5時

※上記以外は(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分。

●**相談専用電話** ☎0570(070)810

●**問い合わせ** 名古屋法務局人権擁護部(☎052(952)8111)、市市民課(☎71)2221)